

# 提 言 書

## ○ 付託された検討項目「移住定住の促進に関すること」

- (1) 移住定住の促進と子育て支援の充実
- (2) 空き家対策と空き家の利活用

立科町まちづくり創生会議設置要綱第2条に基づき、当移住定住促進部会で検討した内容及びその検討結果による提言は次のとおりです。

立科町長 両角 正芳 様

令和3年3月26日

まちづくり創生会議移住定住促進部会  
部会長 今井 清

まちづくり創生会議移住定住促進部会は、全8回開催し「①子育て支援」「②移住定住の促進」「③空き家対策・利活用」の研究テーマについて検討を重ねてまいりました。この度、部会員皆様のご協力より、提言にまとめることができました。

## ○ 部会開催日及びその内容

- |     |      |        |                       |
|-----|------|--------|-----------------------|
| 第1回 | 令和2年 | 1月30日  | 部会役員選出、検討テーマの検討       |
| 第2回 | 令和2年 | 2月17日  | 子育て支援について①            |
| 第3回 | 令和2年 | 10月26日 | 子育て支援について②            |
| 第4回 | 令和2年 | 11月24日 | 移住定住の促進について①          |
| 第5回 | 令和2年 | 12月15日 | 移住定住の促進について②          |
| 第6回 | 令和3年 | 1月18日  | 移住定住の促進について③          |
| 第7回 | 令和3年 | 2月15日  | 空き家対策・利活用について①        |
| 第8回 | 令和3年 | 3月22日  | 空き家対策・利活用について②、提言のまとめ |

## ○ 提言内容

コロナ禍で大変厳しい状況の中、議論を重ねてまとめた貴重な提言書です。都市から地方へ人の流れが加速する中、立科町への移住希望者がいるのに住む家がないことが大きな問題です。住宅確保対策を最重要課題として早急に取り組むよう提言します。提言の詳細については次の通りです。町づくりに活かしていただくよう要請致します。

### ①子育て支援について

1. 保育園、小・中学校保護者との懇談会を定期的年1回開催されたい。
2. 町民が災害発生情報・行政情報・イベント行事等のお知らせ（保育園、学校の献立）をホームページ、アプリ等を活用して入手できるような通信インフラを整備されたい。（オクレンジャー等）
3. 子育て支援ボランティアの新設や子育て支援施策の周知方法について工夫されたい。
4. 児童館運営体制を検証並びに改善されたい。
5. 行政と連携できる民間助産院を誘致されたい。
6. 子育て支援住宅戸数拡大や既存空き家の施設転用等を検討されたい。
7. 立科町内において「病児保育」と「0歳児保育」を実現されたい。
8. スクールバス運行による安全な通学を確保されたい。
9. 少子化の進む中、小・中学校を小中一貫等の在り方について検討されたい。
10. 公園の拡充、砂場を増設されたい。
11. 児童手当の給付を拡大されたい。（高校生まで）
12. チャイルドシート購入補助を見直しされたい。（年齢に関係なく就学前までに2回）
13. 人口施策として出産祝金を新設されたい。
14. 延長保育の中で習い事も実施されたい。
15. 子どものインフルエンザ予防接種の補助を実施されたい。

### ②移住定住の促進について

1. 移住に結びついた仲介者に対しての報奨金制度を創設されたい。
2. 移住者は売買物件よりも賃貸物件を希望するため、賃貸物件を確保されたい。
3. 移住後のトラブルを防ぐため、事前に区費や病院など実情に即した農村の生活情報を提供されたい。
4. ホームページ等で町の住環境条件の良さをアピールされたい。
5. 空き家バンクを利用しない移住者への補助金制度を創設されたい。
6. 立科町移住・定住アンバサダー制度の充実を図られたい。  
（例えば、区長・部落長等の地元精通した方に参画いただく）
7. 移住体験住宅利用者への生活体験プログラムを作成し実施されたい。
8. 宅地建物取引業者等の民間事業者との連携をされたい。

### ③空き家対策・利活用について

1. 広く意見を取り入れて、空き家等対策計画を作成されたい。
2. 人々が集い地域活性化できるように、空き家等を活用されたい。
3. 長野県と連携して、空き家等対策及び移住促進をされたい。
4. 空き家等対策の取り組みについて、積極的に情報発信されたい。
5. 民間で空き家等の取引が活性化する方策を検討されたい。
6. 建物等の取引を把握し、現状に即した空き家バンクの活用促進をされたい。
7. 空き家所有者に対し、空き家の適正管理の行政指導をされたい。(毎年適正管理のお知らせ送付)
8. 町が空き家を購入又は借り上げし、リノベーションしたのち、移住者に賃貸する取り組みをされたい。
9. 空き家解消に向けて、地域住民と連携して空き家対策を実施されたい。
10. 国の補助金を活用し、空き家を交流施設、創作活動施設、文化施設等に再生されたい。
11. 町が民間と資本を出して住宅供給公社の役割を果たす団体を設立されたい。

以 上